はじめに

「奈良県の特別支援教育検討委員会」での議論を踏まえ、県教育委員会は、平成22年10月に『就学指導のガイドライン』を策定しました。このガイドラインでは、「就学指導は、本人・保護者と学校、教育委員会が、願いや目標、課題を共有することから始まる子どもを中心に据えた相談である」と示しています。就学指導をする際には、「就学基準」だけでなく、必要な教育的ニーズ、保護者や専門家の意見及び学校や地域の状況などを総合的に判断することが一層大切になってきています。

国においては、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、「障害者基本法」が一部改正されるなど、障害者の制度改革が進められています。教育に関しては、中央教育審議会の特別支援教育の在り方に関する特別委員会(平成22年12月)において、インクルーシブ教育システムについて論じられるとともに、就学指導に関しては、「市町村教育委員会は、障害のある子ども本人・保護者に対して十分な相談・情報提供ができる体制を整備することが必要」とされています。

このような中、本県では平成23年8月に、奈良県就学指導委員会から「地域で子どもたちを支える-子どもの就学の始まりは、地域の小学校を基本にして考えるべきである」とする〈緊急提言〉をいただきました。県内各市町村においても、この提言やガイドラインを踏まえ、就学指導・相談をすすめていただいていることと存じます。

この間、各市町村教委や学校関係者、保護者の方々からいただいた様々な質問や地域の 実情を受けて、この度、「解説編」を作成致しました。できるだけ具体的な事例を挙げて おりますので、『就学指導のガイドライン』と併せてご活用いただければ幸いです。

障害のあるなしにかかわらず共に生きる「共生社会」を築くために、特別支援教育を「地域に根ざした教育」をキーワードに一層推進し、全ての子どもの学校生活を笑顔あふれる充実したものにしたいと思います。

そのためにも、子どもを中心に据えた就学指導のネットワークを作ることは、子どもに 関わるすべての大人の責務であると考えています。

最後になりましたが、事例をご提供いただきました各市町村教育委員会、調査やヒアリング等にご協力いただきました多くの方々に心からお礼申し上げます。

平成 24 年 3 月

奈良県教育委員会事務局 学校教育課長 松 尾 孝 司